

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和5年11月13日（令和5年（行情）諮問第1025号）

答申日：令和6年6月28日（令和6年度（行情）答申第189号）

事件名：「3文書や防衛力の抜本的強化について」の議論に関し行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「「3文書や防衛力の抜本的強化について」（令和4年12月16日岸田内閣総理大臣記者会見）の議論に関して行政文書ファイル等につづられた文書の全て。【裏面をご参照下さい】」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる22文書（以下、順に「文書2」ないし「文書23」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書の一部を不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる各文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年9月29日付け情報公開第01464号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

（2）不開示処分の対象部分の特定を求める。

開示決定通知書に記載されたように、不開示とした部分が「文書5」といった表現では具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と

定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

（３）一部に対する不開示決定の取り消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 経緯

当省は、審査請求人からの各開示請求に対し、最終の決定として別紙の２に掲げる文書を特定し、その全てを部分開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、令和５年１０月３日付けで、以下を求める審査請求を行った。

（１）特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

（２）不開示処分の対象部分の特定を求める。

（３）一部に対する不開示決定の取り消し。

２ 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の２に掲げる２文書である。

３ 審査請求人の主張について

（１）審査請求人は、「審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。」旨主張する。本件審査請求を受けて改めて確認したが、原決定で特定した文書以外に本件対象文書の存在を確認することはできなかった。以上のことから、原決定における文書の特定に漏れはなく、審査請求人の主張には理由がない。

（２）審査請求人は、「開示決定通知書に記載されたように、不開示とした部分が「文書５」といった表現では具体的な箇所を知ることができない。これでは内閣府情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（２４頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。」旨主張する。しかしながら、当省は不開示理由ごとに不開示箇所を明確に特定しており、審査請求人の主張には理由がない。

（３）審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張する。しかしながら、当省は対象文書の不開示事由の該当性を厳正に審査した上で原決定を行っており、審

査請求人の主張には理由がない。

4 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、原決定を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年11月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 令和6年5月31日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年6月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 開示請求書は、令和4年12月16日に行われた岸田内閣総理大臣の記者会見の発言内容が掲載されている首相官邸ウェブサイトのページの一部を印刷したものとみられる資料が添付されていることから、請求文言にある「3文書」とは、同日に閣議決定された「国家安全保障戦略について」、「国家防衛戦略について」及び「防衛力整備計画について」（以下「3文書」という。）を指すものであると解した。

本件開示請求は、3文書に関し行われた議論に関する文書を求めるものと解し、法11条による特例延長を行い、別紙の1に掲げる文書（以下「先行開示文書」という。）を相当の部分として特定し、その一部を開示する先行開示決定を行い、その後、別紙の2に掲げる22文書（本件対象文書）を特定し、その一部を開示する原処分を行った。

- イ 審査会への諮問後、先行開示文書及び本件対象文書の外に、別紙の3に掲げる11文書を本件請求文書に該当する文書として特定すべきであることを確認した。

(2) 当審査会において、本件対象文書及び上記(1)イにおいて、諮問庁が特定すべきであることを確認したとする別紙の3に掲げる文書について諮問庁から提示を受け確認したところ、本件対象文書は、3文書に関する国会答弁資料、別紙の3に掲げる文書の文書1及び文書2は、3文書に関する国会答弁資料、別紙の3に掲げる文書の文書3ないし文書5は、3文書に関する電信形式の文書、別紙の3に掲げる文書の文書6ないし文書11は3文書に関する説明資料であると認められる。

そうすると、別紙の3に掲げる文書も先行開示文書及び本件対象文書と同じく3文書に関し行われた議論に関する文書であり、本件請求文書に該当する文書であると認められる。

したがって、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として別紙の3に掲げる11文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきである。また、当該文書に限らず、調査の上、更に本件請求文書に該当する文書があればこれを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

別表に掲げる不開示部分には、外務省及び内閣官房における非公表の電話番号が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

処分庁は、本件開示請求の時点で別紙の3に掲げる11文書を保有していたにもかかわらず、原処分において当該文書の特定を行わなかった。原処分における文書の特定についての検討が不十分であったことは明らかであり、処分庁は、原処分において漫然と文書の特定を行ったのではないかといった疑問、疑念すら生じさせる。また、諮問庁についても上記第3の3(1)記載のとおり、原処分における文書の特定について妥当とする判断をしており、確認が不十分であったと認められる。

処分庁の原処分における対応及び諮問庁の審査請求に対する諮問における対応は遺憾というほかない。

このような本件における処分庁及び諮問庁の対応は、極めて不誠実なものであり、当審査会の審議に支障を生じさせ、「簡易迅速な手続」による処理の妨げとなるものである。

処分庁及び諮問庁は、今後の開示決定等及び審査請求への対応に当たっては、このような不誠実な対応をすることのないよう慎重かつ適切に対応することが強く望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として、別紙の3に掲げる各文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 太田匡彦，委員 佐藤郁美

別紙

1 先行開示文書

文書1 2022年10月26日(水)衆・外務委青山大人君(立憲) 2
7. 5. 12(火)参・外防委

2 本件対象文書

文書2 2022年3月3日(木)衆・沖北特委 杉本和巳君(維新)
文書3 2022年3月10日(木)衆・安保委 穀田慎司君(共産)
文書4 2022年3月11日(金)衆・外務委 穀田恵二君(共産)
文書5 2022年3月11日(金)衆・外務委 鈴木敦君(国民)
文書6 2022年3月15日(火)衆・安保委 徳永久志君(立民)
文書7 2022年3月18日(金)参・予算委 田島麻衣子君(立憲)
文書8 3月17日衆・本会議 青柳仁士君
文書9 2022年3月24日(木)参・外防委 伊波洋一君(沖縄)
文書10 2022年4月13日(水)衆・外務委 岡田克也君(立民)
文書11 2022年4月28日(木)参・内閣委 浜田昌良君(公明)
文書12 4月28日参・内閣委 浜田昌良君
文書13 2022年5月11日(水)衆・外務委 穀田恵二君(共産)
①
文書14 2022年5月11日(水)衆・外務委 穀田恵二君(共産)
②
文書15 10月5日衆・本会議 上川陽子君
文書16 2022年11月22日(火)参・外交防衛委 小西洋之君
(立憲)
文書17 2022年12月1日(火)参・予算委 田村智子君(共産)
文書18 2022年12月2日(金)参・予算委(集中) 熊谷裕人君
(立憲)
文書19 2022年12月6日(火)参・外交防衛委 山添拓君(共産)
文書20 2022年12月6日(火)参・外交防衛委 小西洋之君(立
憲) ①
文書21 2022年12月6日(火)参・外交防衛委 小西洋之君
(立憲) ②
文書22 2022年12月6日(火)参・外交防衛委 小西洋之君(立
憲) ③
文書23 2022年12月8日(木)衆・安全保障委 篠原豪君(立憲)

3 改めて開示決定等すべき文書

- 文書1 2022年10月26日(水) 衆・外務委 青山大人君(立憲)
- 文書2 2022年10月27日(木) 衆・安保委 國場幸之助君(自民)
- 文書3 電信(103595号)
- 文書4 電信(104290号)
- 文書5 電信(103349号)
- 文書6 (与党WT資料案) 国際情勢(令和4年10月19日)
- 文書7 日豪関係の進展
- 文書8 韓国・台湾における法人保護(令和4年9月28日)
- 文書9 関連資料
- 文書10 「自由で開かれたインド太平洋」の更なる推進(2022年3月)
- 文書11 日米同盟(令和4年3月)

別表（原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由）

不開示とした部分	不開示とした理由
文書 2 ないし文書 2 3	我が国政府機関の非公式な直通及び携帯電話番号であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。